

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 第65条～第78条 (略)</p> <p>第74条 X i 契約者は、別表2（付加機能）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 前7項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの提供を受けている X i 契約者は、無線 I P 通信網サービス契約約款に規定するローミング（moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。）を利用することができます。この場合の料金その他の提供条件は、一部の制限を除き無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。 ただし、moperaU 機能又は sp モード機能に係るアクセス制限機能を利用している X i 契約者は、ローミング（moperaU 機能又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。）を利用することができない場合があります。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第74条の2～第80条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 当社は、1の X i において、別表2（付加機能）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能若しくは i モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その X i について契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～(4) (略) 11～27 (略)</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。） 第1 (略)</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 第65条～第73条 (略)</p> <p>第74条 X i 契約者は、別表2（付加機能）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能又はブラックベリー接続機能の提供を受けているとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能又はブラックベリー接続機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 前7項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの提供を受けている X i 契約者は、無線 I P 通信網サービス契約約款に規定するローミング（moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能又はブラックベリー接続機能の利用に係る通信に限ります。）を利用することができます。この場合の料金その他の提供条件は、一部の制限を除き無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。 ただし、moperaU 機能又は sp モード機能に係るアクセス制限機能を利用している X i 契約者は、ローミング（moperaU 機能又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。）を利用することができない場合があります。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第74条の2～第80条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 当社は、1の X i において、別表2（付加機能）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能、i モード機能若しくはブラックベリー接続機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その X i について契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～(4) (略)</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。） 第1 (略)</p>

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) 付加機能使用料の減額適用	ア 1のX i 及びX i ユビキタスについて、別表2（付加機能）に規定する moperaU 機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能及び i モード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(2)に規定する適用を受ける場合を除き、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円（月額）を減額して適用します。 イ〜ウ（略）
(2)~(8)（略）	（略）
(9) 削除	
(10)（略）	（略）

2 料金額

区分	単位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) 付加機能使用料の減額適用	ア 1のX i 及びX i ユビキタスについて、別表2（付加機能）に規定する moperaU 機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能、i モード機能及びブラックベリー接続機能（タイプAに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(2)に規定する適用を受ける場合を除き、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円（月額）を減額して適用します。 イ〜ウ（略）
(2)~(8)（略）	（略）
(9) ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料の適用	ア ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、タイプAとタイプBがあります。 イ 同一暦月内においてタイプA及びタイプBの選択があったときは、その選択があった期間におけるタイプAに係る付加機能使用料の支払いを要しません。
(10)（略）	（略）

2 料金額

区分	単位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
（略）	（略）	（略）	（略）
ブラックベリー接続機能	タイプA	1 契約ごとに	467 円(504.36 円)
	タイプB	1 契約ごとに	934 円(1,008.72 円)
（略）	（略）	（略）	（略）

第3 通信料  
1 適用

通信料の適用	
(略)	(略)
(6)の2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i 契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p><u>（ア）料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</u></p> <p><u>（イ）その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</u></p> <p><u>（ウ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき。</u></p> <p><u>（エ）電気通信事業者との金銭授受を目的に、その電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</u></p> <p><u>（オ）当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</u></p> <p><u>（カ）音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続する等、X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</u></p> <p><u>（キ）その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</u></p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</p> <p><u>（ア）X i カケホーダイライトプランの適用を受けている場合であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間に係る料金（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）</u></p> <p><u>（イ）X i 契約者がアの（イ）から（キ）に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信に係る料金。</u></p> <p>ウ (略)</p>
(略)	(略)

第4～第6 (略)

第3 通信料  
1 適用

通信料の適用	
(略)	(略)
(6)の2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i 契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランの適用を受けている場合であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間に係る料金（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）はこの限りではありません。</p>
(略)	イ (略)
(略)	(略)

第4～第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのX iについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア～イ（略） ウ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能又はiモード機能の提供を受けていないとき。 エ～カ（略）

2 料金額（略）

第2表～第6表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1（略）	（略）
2 moperaU機能 （1）～（5）（略）	（1）～（30）（略） （31）契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、4欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能、8欄に規定するspモード機能及び14欄に規定するiモード機能の利用に係る請求を行った回数の累計（当社が定める方法により累計します。以下「iモード機能等累計請求回数」といいます。）が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 （32）（略） （注1）～（注2）（略）

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのX iについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア～イ（略） ウ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能又はブラックベリー接続機能の提供を受けていないとき。 エ～カ（略）

2 料金額（略）

第2表～第6表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1（略）	（略）
2 moperaU機能 （1）～（5）（略）	（1）～（30）（略） （31）契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、4欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能、8欄に規定するspモード機能、14欄に規定するiモード機能及び27欄に規定するブラックベリー接続機能の利用に係る請求を行った回数の累計（当社が定める方法により累計します。以下「iモード機能等累計請求回数」といいます。）が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 （32）（略） （注1）～（注2）（略）
3～26（略）	（略）

3～26 (略)	(略)	<p>27 ブラックベリー接続機能 X i の契約者回線から、リサーチ イン モーション リミテッド (以下この欄において、「R I M社」といいます。) が設置する電気通信設備にデータ通信モードにより接続して、R I M社が提供するブラックベリーサービスを利用できるようにするための機能をいいます。</p>	<p>(1) X i (当社が別に定めるものに限りです。) に限り提供しません。  (2) 当社は、この機能を廃止した場合は、R I M社にその旨を通知します。  (3) 当社は、この機能の利用に関して、R I M社との間の接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を、保証しません。  (4) この機能を利用して行う通信は、第 47 条 (通信時間等の測定等) の 2 の規定において、R I M社との間の接続点を通信の相手先として取り扱います。  (5) 電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。  (6) 契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより第 74 条 (無線 I P アクセスサービスの利用等) に規定する無線 I P アクセスサービスを利用してこの機能を利用することができます。  (7) X i バケ・ホー・ダイ f o r i P h o n e の選択があったときは、この機能は廃止されます。  (8) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における i モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p>
28～30 (略)	(略)	28～30 (略)	(略)

別表 3 ～別表 7 (略)

別表 3 ～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2 以外のもの

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード

			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード								
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	キプロス共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		キプロス共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MTN Ltd.	5	-	A ● III	○			MTN Ltd.	△5	-	△A △● △III	△	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	-	○				

	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	△ B	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		one.Vip DOO Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 27 年 11 月 20 日経企第 1427 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ブラックベリー接続機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供している P C 送受信機能に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区分	単位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	ONE Telecommunications Services DOOEL Skopje	6	-	-	○
		Vip Operator DOOEL	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

ブラックベリー接続機能	タイプA	1 契約ごとに	467 円(504.36 円)
	タイプB	1 契約ごとに	934 円(1,008.72 円)
(2) (1) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。			

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章</p> <p>第 81 条の 2～第 88 条の 2 (略)</p> <p>第 88 条の 3 F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、別表 2 (付加機能) に規定する moperaU 機能 (ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。)、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス (当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 前 7 項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの提供を受けている F O M A 契約者は、無線 I P 通信網サービス契約約款に規定するローミング (moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。) を利用することができます。この場合の料金その他の提供条件は、一部の制限を除き無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。 ただし、moperaU 機能又は sp モード機能に係るアクセス制限機能を利用している契約者は、ローミング (moperaU 機能又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。) を利用することができない場合があります。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第 88 条の 4～第 93 条 (略)</p> <p>第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 当社は、1 の F O M A において、別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、その F O M A について契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～ (4) (略)</p> <p>11～26 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p>	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章</p> <p>第 81 条の 2～第 88 条の 2 (略)</p> <p>第 88 条の 3 F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者、F O M A プリペイド契約者及び F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、別表 2 (付加機能) に規定する moperaU 機能 (ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。)、ビジネス mopera インターネット機能、<u>ブラックベリー接続機能</u>又は sp モード機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス (当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、<u>ブラックベリー接続機能</u>又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 前 7 項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの提供を受けている F O M A 契約者は、無線 I P 通信網サービス契約約款に規定するローミング (moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、<u>ブラックベリー接続機能</u>又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。) を利用することができます。この場合の料金その他の提供条件は、一部の制限を除き無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。 ただし、moperaU 機能又は sp モード機能に係るアクセス制限機能を利用している契約者は、ローミング (moperaU 機能又は sp モード機能の利用に係る通信に限ります。) を利用することができない場合があります。</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第 88 条の 4～第 93 条 (略)</p> <p>第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 当社は、1 の F O M A において、別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、<u>ブラックベリー接続機能</u>若しくは sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、その F O M A について契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 (1)～ (4) (略)</p> <p>11～26 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p>

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 付加機能使用料の減額適用	ア～イ (略) ウ 1のFOMA及びFOMACyビキタスについて、別表2（付加機能）に規定するiモード機能、moperaU機能（スーパーライトプランに係るものを除きます。）、ビジネスmoperaインターネット機能及びspモード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(6)に規定する適用を受ける場合を除き、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円（月額）を減額して適用します。 エ～オ (略)
(6)～(9) (略)	(略)
(10) 削除	
(11)～(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区分	単位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 (略)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 付加機能使用料の減額適用	ア～イ (略) ウ 1のFOMA及びFOMACyビキタスについて、別表2（付加機能）に規定するiモード機能、moperaU機能（スーパーライトプランに係るものを除きます。）、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能（タイプAに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(6)に規定する適用を受ける場合を除き、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円（月額）を減額して適用します。 エ～オ (略)
(6)～(9) (略)	(略)
(10) ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料の適用	ア ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、タイプAとタイプBがあります。 イ 同一暦月内においてタイプA及びタイプBの選択があったときは、その選択があった期間におけるタイプAに係る付加機能使用料の支払いを要しません。
(11)～(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区分	単位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
(略)	(略)	(略)	(略)
ブラックベリー接続機能	タイプA	1契約ごとに	467円(504.36円)
	タイプB	1契約ごとに	934円(1,008.72円)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1)~(6) (略)	(略)
(6)の2 第2種契約に係るFOMAの通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの第2種契約に係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p><u>（ア）料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</u></p> <p><u>（イ）その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</u></p> <p><u>（ウ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき。</u></p> <p><u>（エ）電気通信事業者との金銭授受を目的に、その電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</u></p> <p><u>（オ）当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</u></p> <p><u>（カ）音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続する等、FOMAサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</u></p> <p><u>（キ）その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</u></p> <p><u>イ アの規定にかかわらず、FOMA契約者がアの（イ）から（キ）に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのXi契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信に係る料金は、2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</u></p> <p>ウ (略)</p>
(7)の2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMA（第1種契約に係るものであって、共用FOMAに係るものを除きます。）に係る契約者は、（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、（イ）の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「パケット定額」といいます。）を選択することができます。この場合において、パケット定額にはパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及び</p>

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1)~(6) (略)	(略)
(6)の2 第2種契約に係るFOMAの通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの第2種契約に係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの及び(19)付加機能の利用等に係る通信の料金の適用のアの(ア)、(イ)並びに(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、第2種契約に係る総合利用プランの選択前又は第2種契約に係る総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ (略)</p>
(7)の2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMA（第1種契約に係るものであって、共用FOMAに係るものを除きます。）に係る契約者は、（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、（イ）の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「パケット定額」といいます。）を選択することができます。この場合において、パケット定額にはパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及び</p>

らくらくパケ・ホーダイがあり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ア) (略)

(イ) パケット通信料

① パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
sp モード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限りま す。)に関する FOMA パケッ ト通信料	税抜額 0.004 円 (税込額 0.00432 円)
上記以外のもの	税抜額 0.08 円 (税込額 0.0864 円)

②～③ (略)

イ～シ (略)

ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。)に係る適用は次のとおりとします。

(ア)～(ク) (略)

(ケ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った sp モード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限りま  
す。)に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算 (その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げま  
す。)するものとし、アの (イ) の①に規定する「税抜額 0.004 円 (税込額 0.00432 円)」を「税抜額 0.08 円 (税込額 0.0864 円)」に読み替えて適用します。

(7) の 3 ～(25) (略)

(略)

第 4 ～ 6 (略)

らくらくパケ・ホーダイがあり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ア) (略)

(イ) パケット通信料

① パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
FOMA パケット通信料	税抜額 0.08 円 (税込額 0.0864 円)

②～③ (略)

イ～シ (略)

ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。)に係る適用は次のとおりとします。

(ア)～(ク) (略)

(7) の 3 ～(25) (略)

(略)

第 4 ～ 6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのFOMAについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア～イ（略） ウ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能又はiモード機能の提供を受けていないとき。 エ～カ（略）

2 料金額（略）

第2表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～6（略）	（略）
7 iモード機能	（1）～（39）（略） （40）契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、15欄に規定するmoperaU機能、23欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能及び33欄に規定するspモード機能の利用に係る請求を行った回数の累計（当社が定める方法により累計します。以下「iモード機能等累計請求回数」といいます。）が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 （41）～（45）（略） （注1）（略）
8～23（略）	
24 削除	

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのFOMAについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア～イ（略） ウ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能又はブラックベリー接続機能の提供を受けていないとき。 エ～カ（略）

2 料金額（略）

第2表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～6（略）	（略）
7 iモード機能	（1）～（39）（略） （40）契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、15欄に規定するmoperaU機能、23欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能、24欄に規定するブラックベリー接続機能及び33欄に規定するspモード機能の利用に係る請求を行った回数の累計（当社が定める方法により累計します。以下「iモード機能等累計請求回数」といいます。）が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 （41）～（45）（略） （注1）（略）
8～23（略）	
24 ブラックベリー接続機能 FOMAの契約者回線から、リサーチン モーション リミテッド（以下この欄において、「RIM社」といいます。）が設置する電気通信設備にポケット信モードにより接続して、RIM社が提供するブラックベリーサービスを利用できるようにするための機能をいいます。	（1）FOMA（共用FOMAに係るもの及び料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の2に規定するらくらくパケ・ホーダイ又は(7)の3に規定するFOMAらくらくバックを選択しているものを除きます。）に限り提供します。 （2）当社は、この機能を廃止した場合は、RIM社にその旨を通知します。 （3）当社は、この機能の利用に関して、RIM社との間の接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を、保証しません。 （4）この機能を利用して行う通信は、第61条の2（通信時間

25～45 (略)	(略)

別表 3～別表 8

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>等の測定等)の規定において、R I M社との間の接続点を通信の相手先として取り扱います。</p> <p>(5) 電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(6) 契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより第 88 条の 3 (無線 I P アクセスサービスの利用等) に規定する無線 I P アクセスサービスを利用してこの機能を利用することができます。</p> <p>(7) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における i モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p>
25～45 (略)	(略)

別表 3～別表 8

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	キプロス共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MTN Ltd.	5	-	A ● III	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	△B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>one.Vip DOO Skopje</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	キプロス共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MTN Ltd.	△5	-	△A △● △III	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	トルクメニスタン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	-	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	<u>ONE Telecommunications Services DOOEL Skopje</u>	6	二	二	○	
	Vip Operator DOOEL	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 10 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 11 月 20 日経企第 1427 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ブラックベリー接続機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している P C 送受信機能に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区分		単位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ブラックベリー接続機能	タイプ A	1 契約ごとに	467 円(504.36 円)
	タイプ B	1 契約ごとに	934 円(1,008.72 円)

(1) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 経企第 1251 号 (平成 26 年 1 月 10 日) の附則第 3 項第 3 号を次のように改めます。

(3) パケ・ホーダイダブル 2 を選択している場合は、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、次表に規定する額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

料金種別	料金額
sp モード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル 2 を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り) に関する FOMA パケット通信料	税抜額 0.0025 円 (税込額 0.0027 円)
上記以外の FOMA パケット通信料	税抜額 0.05 円 (税込額 0.054 円)

5 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 3 項第 4 号ア及びイを次のように改めます。

ア パケ・ホーダイダブル 2 の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信（i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限り、）及び sp モード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。

イ パケ・ホーダイダブル 2 の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信（i モードフルブラウザを使用した通信に限り、）、別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能の利用に係る通信、（アの規定が適用される通信を除きます。）、128k 通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信（F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この附則において「i モード等通信月間累計額」といいます。）が 5,700 円を超える場合は、5,700 円をその合計額とみなして取り扱います。

6 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 3 項第 4 号オの次に次の規定を加えます。

カ パケ・ホーダイダブル 2 の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った sp モード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル 2 を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、）に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、3 の（3）に規定する「税抜額 0.0025 円（税込額 0.0027 円）」を「税抜額 0.05 円（税込額 0.054 円）」に読み替えて適用します。

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～5 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 11 月 20 日経企第 1427 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 1664 号 (平成 27 年 2 月 12 日) の附則第 3 項を次のように改めます。 3 削除</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～5 (略)</p>